

会 議 録

会議の名称	令和7年度第1回 本庄市交通政策協議会		
開催日時	令和7年5月16日(金)	午前・ 午後 午前・ 午後	1時30分から 3時まで
開催場所	本庄市役所 大会議室		
出席者	区 分	職 名	氏 名
	13号委員	早稲田大学 教授	佐々木 邦明
	1号委員	本庄市都市整備部長	齊藤 順一
	2号委員	朝日自動車(株) 運輸部長	田沼 健一
		十王自動車(株) 代表取締役 社長	石倉 実希雄
		一般社団法人埼玉県バス協会専務理事	関根 肇
	3号委員	庄和観光バス(株) 代表取締役	金子 英俊
	4号委員	本庄地区タクシー協議会 会長	神宮 つぐよ
	6号委員	本庄商工会議所 専務理事	田中 一成
		児玉商工会 副会長	宮部 孝夫
		本庄市身体障害者福祉会 会長	種村 朋文
	7号委員	本庄警察署 交通課長	萩原 正幸
	8号委員	児玉警察署 交通課長	坂本 悠人
	9号委員	埼玉県企画財政部交通政策課 主査	島根 淳
	10号委員	国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局 首席運輸企画専門官	高木 純子
	11号委員	国土交通省関東地方整備局建政部 都市調整官	原田 英之
12号委員	国土交通省大宮国道事務所 所長	中洲 啓太	
13号委員	本庄市議会 議員	林 富司	
事務局：長嶋都市整備部次長、武正都市計画課長、山田課長補佐、 菊池主査、飯塚主査、廣川主事補			
欠席者	区 分	職 名	氏 名
	3号委員	協同貨物自動車(株) 代表取締役	浅見 禄郎
	4号委員	一般社団法人埼玉県乗用自動車協会 事務局長	藤田 貢
	5号委員	朝日自動車労働組合 執行委員長	飯塚 光弘
	6号委員	西今井自治会長	町田 純一
		本庄市老人クラブ連合会 副会長	柳田 信
12号委員	埼玉県本庄県土整備事務所 道路部長	栗原 龍一	

議 題 (次 第)	1. 開 会 2. 挨拶 3. 報告事項 (1) デマンドバス及びシャトルバスの利用状況の推移 4. 議 事 (1) 令和6年度 事業報告及び歳入歳出決算について (2) 令和7年度 事業報告(案)及び歳入歳出予算(案)について (3) デマンドバス日曜日の運行実証実験に係る日程について (4) 令和8年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画(地域間幹線系統)の認定申請について (5) 令和8年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画(地域内フィーダー系統)の認定申請について (6) 令和7年度 地域内フィーダー系統補助金交付申請について 5. その他 6. 閉 会
配 付 資 料	令和7年度第1回 本庄市交通政策協議会 資料一式
その他特記事項	
主 管 課	都市計画課

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
事務局 (都市計画課長)	<p>これより令和7年度第1回本庄市交通政策協議会を開会いたします。私は、本日の司会進行を務めさせていただきます都市整備部都市計画課長の武正と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>はじめに、会議の公開及び会議録の公表について、ご説明いたします。資料5ページをお開きください。当協議会につきましては、本庄市交通政策協議会設置要綱第6条第5項により、原則として公開により開催することになっておりますので、会議の傍聴を認めております。</p> <p>本日の協議会開催につきまして、市のホームページで傍聴の御案内をしたところ、1名の希望者がいらっしゃいました。事務局より事前にお配りしました「傍聴上の注意」を遵守していただけますようお願いいたします。</p> <p>また、会議録につきましては、発言者の氏名を記載して、ホームページで公表いたしますので、ご承知おきいただければと思います。</p> <p>次に、事務局から会議の成立についての御報告と配布資料の確認をさせていただきます。</p>

<p>事務局 (菊池主査)</p>	<p>本日は、初めて本協議会に御参加の方もいらっしゃいますので、「本庄市交通政策協議会設置要綱」を配付資料に付けております。5ページになりますが、設置要綱第6条第2項に「会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない」と規定しております。本日、出席しております委員は、23名中17名であります。よって、本会議が成立していることを御報告させていただきます。</p> <p>また、お手元に本日の次第が表紙となっております資料一式と初めて本協議会に御出席の方には「本庄市地域公共交通計画」「本庄市公共交通ガイド」を配付してございます。資料に過不足や落丁・乱丁等ございましたら、事務局までお申しつけください。</p>
<p>事務局 (都市計画課長)</p>	<p>皆さま資料はお揃いでしょうか。 それでは、表紙の次第に従いまして、進めさせていただきます。 次第の2あいさつを佐々木会長からお願いいたします。</p>
<p>佐々木会長</p>	<p>本日は、皆様お忙しい中、令和7年度第1回本庄市交通政策協議会へ出席いただきまして、誠にありがとうございます。デマンドバスの見直しによりまして、どのように利用状況が変化してきたのか、この後、事務局から説明があると思いますが、それらを踏まえまして、より良き地域公共交通の在り方あるいは今後の改善に向けて、皆様と議論していきたいと考えております。どうぞよろしくをお願いいたします。</p>
<p>事務局 (都市計画課長)</p>	<p>ありがとうございました。 設置要綱第6条第1項の規定によりまして、本会議の議長は、会長が務めることとされておりますので、次第の3報告事項から次第の5その他までを、佐々木会長に議事進行をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>会議の運営がスムーズにいきますよう御協力をよろしくをお願いいたします。 本日は、報告事項が1件、そして議事が6件ございます。 まず、次第の3「報告事項」について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (廣川主事補)</p>	<p>次第の5「報告事項」について、ご説明させていただきます。 委員の交代もありましたことから、まず「市内公共交通の概要」について説明させていただきます。資料8ページをご覧ください。本市には3つの駅がございまして、それぞれ、JR高崎線の本庄駅、JR八高線の児玉駅、そして、上越・北陸新幹線の本庄早稲田駅がございます。路線バスにつきましては、群馬県の伊勢崎駅から本庄駅を結ぶ十王自動車様のバス、本庄駅から本庄早稲田駅を経由し寄居方面へ向かう協同貨物自動車様のバス、そして、本庄駅から神泉総合支所までを結ぶ路線と本庄駅から児玉駅を経由いたしまして赤城乳業千本さくら工場へ至る路線が朝日自動車様によりまして運行されております。こうした、路線バスではカバーしきれない交通不便地域を補完するために、デマンドバスとシャトルバスを平成25年10月より、運行しております。デマンドバスは、利用者からの予約を受けて、現在、市内400箇所以上ある停留所間を運行しております。令和7年3月からは、これまで4区域あった区域を本庄地域、児玉地域の2区域へ変更し、各区域2台、計4台の車両で運行しております。なお、今回の区域の見直しに併せまし</p>

て、児玉山間地域を運行しておりました「もといずみ号」を「はにぼん号」という他の区域を運行しておりました3車両と同じ名称に統一いたしました。また、シャトルバスは、「はにぼんシャトル」という名称で、本庄駅と本庄早稲田駅間を本庄総合病院などを經由して、路線定期運行しております。以上、「市内公共交通の概要」でございます。

続きまして、資料9ページをご覧ください。デマンドバス・シャトルバスの利用状況でございますが、直近5年の利用者数の変化についてグラフにしたものでございます。それぞれ赤字の数字で記しているのが過去5年間における月の合計乗車数の最高人数、黒字の数字が昨年度における月の合計乗車数の最高人数となっており、黒字の数字については、直近1年間で過去5年間の最高乗車人数を記録している場合には過去5年間で2番目の最高乗車人数を記載しています。昨年度10月には、シャトルバス及びはにぼん号（本庄南地域）にて過去5年間中最高乗車人数を記録しており、シャトルバスに関しては、メディア等でマリーゴールドの丘公園が取り上げられ、多くの来園者がありシャトルバスを御利用いただいたためであると考えられます。

次に、10ページ目は、令和6年度の利用者数をまとめたものでございます。デマンドバスの年間の利用者数は、令和6年度は前年比で2.1パーセント減少しております。また、シャトルバスの利用状況につきましては、先ほどのマリーゴールドの丘公園と併せたアクセス周知の効果もあり、前年比で13.6パーセント増加しております。以上、デマンドバス・シャトルバスの利用状況でございます。

続きまして、デマンドバス・シャトルバスの利用者に対するアンケート結果でございますが、資料11ページをご覧ください。こちらにつきましては、令和6年12月から令和7年2月のアンケート結果となっております。デマンドバスにつきましては、令和7年3月よりリニューアルをしておりますので、3月以降分として、夏から秋ごろに別途新しいアンケートも行う予定です。

では、はにぼん号・もといずみ号の利用者アンケート結果について、ご説明申し上げます。「1-1 住まい」では、本年度は本庄地域の方のみの回答となりました。内訳については、本庄北地域が31%、本庄南地域が69%となっております。

続いて、「1-2 性別」では、女性が61%と多くなっております。

続いて、「1-3 年齢」では、70代が62%と多くなっております。

続いて、「1-4 職業」では、無職が100%を占める結果となりました。

続きまして、資料12ページをご覧ください。「1-5 運転免許証」では、「持っていたが、自主返納した」が61%と最も多く、次いで「持っていない」が31%となっております。先程の年齢の結果と合わせると、高齢者や運転免許返納者の貴重な移動手段として利用していただいていることが窺えます。

続いて、「2 利用頻度」では、月に数回が54%と最も多く、次いで週に1~2回が38%となっております。

続いて、「3 利用目的」では、通院及び買い物がそれぞれ41%となっており、通院と買い物での利用が多くなっています。

続いて、「4 はにぼんシャトルの認知度」では、「知っている」が46%、「知らない」が54%となっております。令和4年度に実施した市民意識調査ではシャトルバスの認知度は52.5%となっており、今回は回答者数が少ないということもありますが、低い数値となっております。シャトルバスにつきましては、デマンドバスの見直しに伴い、ラッピング等にマリーゴールドのステッカーを追加したりと周知を図っておりますので、次回アンケート結果も踏まえつつ、引き続き周知を進める必要があります。

続きまして、資料13ページをご覧ください。「5 デマンドバス以外に普段利用する交通手段」では、徒歩が35%と最も多く、次いで自転車が29%、タクシー、路線バス、自動車（家族等が運転）がそれぞれ12%となっております。

続いて、「6 運行時間・運行区域などの使い勝手」では、「満足」が23%、「やや満足」が8%となっており、併せて31%となっております。こちらについては、令和4年度に実施した市民意識調査と大きく差はございません。しかしながら、「普通」は46%、「やや不満」は23%、「不満」は0%となっており、こちらにつきましては、令和4年度に実施した市民意識調査ではデマンドバスの満足度について、「普通」が22.3%、「やや不満」「不満」が合わせて38.4%となっていることから、全体的な満足度につきましては、改善傾向にあることが伺えます。また、運行時間、運行区域に関しましては、今回の見直しでも変更を行っている部分でもございますので、次回アンケート結果ではさらに影響があるものと予測しております。

続いて、「7 予約方法や予約センターの対応」では、満足が31%、やや満足が23%となっており、普通の31%と併せると全体の85%を占める結果となっております。

続いて、「8 車内の居心地や接客に関する満足度」では、満足が31%、普通が69%となっており、やや不満、不満はありませんでした。

最後に、14ページをご覧ください。「8 不満点、ご意見等」では、予約センターの電話が繋がりがづらい、予約が取りにくいといった予約に関するご意見や運行区域を広げてほしいといった区域に関するご意見などをいただいております。こちらにつきましては、先ほどお伝えしましたように、3月からのデマンドバスAIシステム導入により改善を図りましたので、事業評価の際に併せてアンケート結果の御報告をさせていただきます。

続きまして、資料15ページをご覧ください。はにぼんシャトルの利用者アンケート結果について、ご説明申し上げます。「1-1 住まい」では、本庄市及び近隣市町以外の地域が39%と最も多く、次いで本庄北地域が28%、本庄南地域が16%となっております。

続いて、「1-2 性別」では、男性が47%、女性が49%と男女比の差はあまり見られませんでした。

続いて、「1-3 年齢」では、高齢者に限らず、幅広い年代に利用

されています。

続いて、「1-4 職業」では、会社員・公務員が39%と最も多くなっています。

続きまして、資料16ページをご覧ください。「1-5 運転免許証」では、「持っている」が46%、「持っていない」が48%となっています。

続いて、「2 利用頻度」では、初めてが30%と最も多く、次いで月に数回が28%となっております。

続いて、「3 利用目的」では、「本庄駅で在来線に乗り換えるため」が21%と最も多くなっていますが、全体的に幅広い目的で使用されています。

続いて、「4 運行時間や運行区域などの使い勝手」では、「満足」・「やや満足」を合わせると57%となっており、令和4年度に実施した市民意識調査では「満足」・「やや満足」が併せて34.2%であることから運行時間や運行区域などの使い勝手については、以前よりも満足いただいているという状況です。また、「やや不満」「不満」が併せて11%となっており、令和4年度に実施した市民意識調査よりも24%程度減っていることから、満足度については改善されていることが伺えます。

続きまして、資料17ページをご覧ください。「5 運行時間について優先順位が高いもの」では、本庄駅の在来線との接続が40%と最も多く、次いで本庄早稲田駅の新幹線との接続が26%となっております。

続いて、「6 運行時間の見直しの頻度」では、2・3年に一度程度が33%と最も多く、次いで毎年が19%となっております。

続いて、「7 接客満足度」では、「満足」「やや満足」を合わせると67%となっており、「やや不満」「不満」の回答はありませんでした。

最後に、「8 不満点、ご意見等」では、時間帯本数の増加に関するご意見や運行時間の延長等についての御意見をいただいております。以上、デマンドバス・シャトルバスの利用者に対するアンケート結果でございます。

続きまして、資料18ページをご覧ください。「デマンド電話予約のお断り数とキャンセル数」でございますが、アンケートで予約が取れないといった意見が多くあることから、昨年度、当日の予約をお断りした件数、キャンセル数について集計を取った結果となります。なお、「本庄市地域公共交通計画」では、四角で囲っている予約断念と書かれた「デマンドバスの当日予約不成立件数」を令和3年度の実績値である年間1,000件から令和9年度までに3割減の700件とすることを目標として掲げております。令和7年3月からAIシステムを導入したことに伴い、こちらの表は令和6年4月から令和7年2月までの集計となります。当日のキャンセルは、11か月で計799件あり、そのうち「連絡あり」が663件、「連絡なし」が136件ありました。

また、当日の予約断念・変更は、11か月で697件あり、そのうち先ほど御説明した予約断念数は624件、予約変更が73件ありまし

	<p>た。</p> <p>続いて、令和7年3月のデータ集計についてです。資料19ページの「AI システムより抽出した電話・LINE・アプリ未予約件数」をご覧ください。こちらは、1週間前から当日までの全件数を対象とした集計になります。候補車を提案後、予約を確定しない場合は未予約としての集計になることから、LINE 予約やアプリ予約からの数値では試し検索等の数値が含まれてしまい、実際の値と大きく差が出てしまうため、試し検索等のない電話予約の実数を実績値として使用するものとしています。まず、電話予約のグラフをご覧ください。電話予約については、未予約が21%の206件、予約到達が79%の778件となっています。なお、LINE 予約及びアプリ予約につきましては、AI システム導入に伴い、予約方法説明会等を行ったため、未予約件数が大きくなっていると推測されます。電話予約につきましては、試し検索等がなく、実際に予約を希望する方に限られることや、2月までの予約方法が電話であることから電話予約の件数を目標に向けた実績値の集計に使用したいと考えています。3月中の未予約件数である206件については、当日以外の断念数も含まれております。そのため、計画策定時の令和3年度から令和7年2月までの「1週間前から当日までの予約不成立件数」における「当日の予約不成立件数」割合の平均である50.5%をかけた104件を3月中のデマンドバスの当日予約不成立件数といたしました。令和7年2月までの予約不成立件数は624件ですので、そちらとの合計値である728件を令和6年度の実績値としております。目標値である700件と同数だった令和5年度の予約不成立件数よりも若干高い数値とはなっておりますが、利用者が増加していることを踏まえたと順調な結果であると考えています。下段のLINE 予約及びアプリ予約の結果につきましては、「LINE 予約」が全体検索数である928件に対し、未予約件数が82%の760件となっており「アプリ予約」につきましては、全体検索数323件に対し未予約数が64%の208件という結果ですが、こちらにつきましては先ほどご説明したように、予約方法説明会の試し検索の影響等によるものと推測されます。以上、「デマンド電話予約のお断り数とキャンセル数」でございます。「報告事項」については、以上でございます。</p>
議長	ただいまの事務局の説明に対してご意見等ありますか。
全委員	(な し)
議長	<p>ご意見が無いようですので、報告事項については終了いたします。それでは、これより次第の4「議事」に入らせていただきます。議事(1)「令和6年度事業報告及び歳入歳出決算」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (菊池主査)	<p>議事(1)「令和6年度本庄市交通政策協議会事業報告」について、ご説明いたします。</p> <p>20ページをご覧ください。5月17日に令和6年度第1回協議会を開催いたしました。「報告事項」では、利用状況の推移、「議事」では決算、予算、地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画の認定申</p>

請、今後のスケジュール、運賃協議分科会の設置に伴う本庄市交通政策協議会設置要綱の一部改正、デジタル田園都市国家構想交付金の活用に伴うデマンドバスシステム導入支援業務の仕様書（案）の変更についてご審議いただきました。

8月9日に令和6年度第2回協議会を開催いたしました。「報告事項」では、運賃協議分科会の設置、運賃改定（案）に関する意見募集、オンデマンド型交通システム導入等業務受注候補者の選定結果についてご報告をさせていただきました。「議事」では運行事業者の選定についてご審議いただきました。

9月には、運行事業者の選定を行いました。

9月30日に令和6年度第3回協議会を書面にて開催いたしました。「議事」では、令和6年度事業計画及び歳入歳出予算の変更（案）についてご審議いただきました。

21ページをご覧ください。11月1日に令和6年度第4回協議会を開催いたしました。「報告事項」では、運行事業者の選定結果についてご報告をさせていただきました。「議事」では、令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画の変更申請、今後のスケジュール及び運行にあたって協議・合意が必要な事項、令和6年度地域内フィーダー系統補助金交付申請についてご審議いただきました。

同日、令和6年度第1回本庄市交通政策協議会運賃協議分科会を開催いたしました。「議事」では、デマンドバス等の運賃改定についてご審議いただきました。

12月から2月にかけては、デマンドバス、シャトルバスの利用者アンケートを実施いたしました。

1月20日に令和6年度第5回協議会を開催いたしました。「議事」では、令和6年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画の事業評価、令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画の変更申請、今後のスケジュール及び運行にあたって協議・合意が必要な事項についてご審議いただきました。

3月1日から、オンデマンド型交通システムを導入いたしました。

その他、3月にデマンドバス、シャトルバス停留所の更新作業を行ったものです。

続きまして、「令和6年度本庄市交通政策協議会歳入歳出決算報告」についてご説明いたします。22ページをご覧ください。

まず、歳入の部でございます。主要部分のみご説明いたします。

1款、1項、1目、補助金。予算額631万4千円に対し収入済額は同額。

	<p>令和6年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金となります。なお、令和6年度第1回本庄市交通政策協議会では、令和6年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金が確定していなかったことから、国庫補助金として国から振り込まれた額を運行事業者様に振り込む旨の説明の上、過去の実績ベースである410万7千円とご説明申し上げましたが、当初の見込みより多い631万4千円で交付決定がありましたので、同額に修正するものでございます。</p> <p>2款、1項、1目、交付金。予算額68万5千円に対し収入済額は同額。本庄市からの交付金となります。</p> <p>4款、1項、1目、雑入。予算額1千円に対し収入済額は70円。預金利子となります。</p> <p>歳入合計にあつては、予算額700万円、収入済額699万9千70円でございます。</p> <p>続きまして、歳出の部。</p> <p>1款、事務費。1項、1目、会議費。予算額30万円に対し支出済額は24万円、不用額6万円となります。</p> <p>同款、2項、1目、事務費。予算額38万6千円に対し支出済額32万2千446円、不用額6万3千554円。これは会議開催に伴う「切手代、資料送付郵送料」、契約に伴う「収入印紙」などに係る費用でございます。</p> <p>2款、1項、1目、補助金。予算額631万4千円に対し支出済額は同額。令和6年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金として運行事業者様へ振り込みをしたものとなります。なお、デマンドバス及びシャトルバスにつきましては、この国庫補助金のほかに加えて、本庄市からも補助金を交付することによって、これらの運行を維持確保しております。</p> <p>歳出合計にあつては、支出済額687万6千446円、不用額12万3千554円となります。</p> <p>総括して、収入済額699万9千70円に対し、支出済額687万6千446円、差引残額12万2千624円、市への返戻金同額、差引残高は0円でございます。なお、収入で見込んだ預金利子が1千円に満たなかったため、不用額と返戻額に差異が生じているものでございます。報告は、以上です。</p>
議 長	<p>それでは、監査委員の田中一成委員から会計監査報告をお願いします。</p>
田中委員	<p>会計監査報告を私から報告させていただきます。</p> <p>令和6年度本庄市交通政策協議会歳入歳出決算について、関係諸帳簿及び証拠書類に基づき監査を実施したところ、計数的に正確であり、内容も適正であることを認めます。令和7年4月9日、監査委員、田中一成。同じく、林富司。以上でございます。</p>

議 長	ただいまの説明について、ご質問等ございましたら挙手をお願いします。
全委員	(な し)
議 長	質問等がございませんので、議事(1)「令和6年度事業報告及び歳入歳出決算」について、委員の皆様にお諮りいたします。 議事(1)について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	議事(1)については異議なしと認め、原案のとおり承認されました。 それでは、続きまして、議事(2)「令和7年度 事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)」について、事務局から説明をお願いします。
事務局 (飯塚主査)	<p>議事(2)「令和7年度 本庄市交通政策協議会 事業計画(案)」についてご説明いたしますので、24ページをお開きください。</p> <p>まず、1の地域公共交通確保維持改善事業の認定申請及び事業評価でございます。</p> <p>(1)として、地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画の認定申請(地域間幹線バス・シャトルバス・デマンドバス)に関する協議及び国への認定申請を行います。</p> <p>次の図は、計画の位置付けについて、簡略化して表しております。一番外の四角の点線枠は、「地域公共交通確保維持改善事業」の全体でございます。そして、枠内左側の「補助対象地域間幹線バス」は、地域間幹線系統確保維持計画において、維持確保が必要な路線とされているもので、国の補助対象となっております。枠内中央の「接続」とする点から支線として「シャトルバス」と「デマンドバス」が運行されていまして、太い点線枠で囲われた部分となります。本計画により、幹線との連携をもって市内を快適に移動できるようになるネットワークを構築するもので、当該計画を本協議会にて、ご協議・ご承認いただき補助対象となるものでございます。</p> <p>令和8年度の計画策定については、この後、議事(4)及び(5)にて、ご審議いただきます。</p> <p>(2)として、昨年度策定した令和7年度計画について、事業評価を実施する予定となっております。</p> <p>次に、2の協議会スケジュールでございます。本日の協議会が、今年度第1回協議会になりまして、年が明けて1月に第2回協議会を予定し、そちらでは、令和7年度計画の事業評価をご審議いただくこととなります。本年度は、2回の協議会を予定しております。なお、諸般の事情により、開催時期が前後することがあるかと思いますが、ご了承いただきたいと存じます。</p> <p>事業計画(案)については以上でございます。</p> <p>次に、25ページをお願いいたします。「令和7年度本庄市交通政策協議会歳入歳出予算(案)」をご説明いたします。</p> <p>まず、歳入の部でございます。</p> <p>1款、1項、1目、補助金。予算額200万円は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金で、国からの地域内フィーダー系統に係る補助</p>

	<p>金となります。なお、補助金額は、2月末ごろに確定する予定ですので、概算額での計上でございます。</p> <p>2款、1項、1目、交付金。予算額6,590万円は、本庄市からの交付金となります。昨年度比で65,215千円の増額計上でございます。これは、本年度からシャトルバス・デマンドバスが各運行事業者と交通政策協議会とが委託契約を締結し、それぞれ運行しておりますので、その委託料をお支払いする財源となります。</p> <p>3款、1項、1目、運賃収入。予算額200万円は、デマンドバス・シャトルバスの運賃収入でございます。なお、運賃収入額は、3月31日までの運行後に確定しますので、概算額での計上でございます。</p> <p>4款、1項、1目、雑入。予算額1千円は、預金利子でございます。歳入合計額は、6,990万1千円でございます。</p> <p>続きまして、歳出の部です。</p> <p>1款、事務費。1項、1目、会議費。予算額24万円は、本協議会開催に係る費用でございます。</p> <p>同款、2項、1目、事務費。予算額10万1千円は、「事務用品・切手」「振込」に係る費用でございます。</p> <p>2款、事業費。1項、1目、委託料。予算額6,726万4千円は、デマンドバス・シャトルバスの運行にかかる費用でございます。</p> <p>同款、2項、1目、補助金。予算額229万6千円は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金及び乗継券に係る費用でございます。歳出合計額は、歳入合計額同様、6,990万1千円でございます。</p> <p>以上で、議事(2)令和7年度事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほど宜しくお願いいたします。</p>
議長	ただいまの事務局の説明について、ご質問等ございましたら挙手をお願いします。
全委員	(なし)
議長	質問等がございませんので、議事(2)「令和7年度事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)」について、委員の皆様にお諮りいたします。議事(2)について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
全委員	(異議なし)
議長	<p>議事(2)については、異議なしと認め、原案のとおり承認されました。それでは、議事(2)「令和7年度事業計画及び歳入歳出予算(案)」の(案)を消してください。</p> <p>続きまして、議事(3)「デマンドバス日曜日の運行実証実験に係る日程」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (菊池主査)	<p>議事(3)「デマンドバス日曜日の運行実証実験に係る日程について」ご説明いたします。</p> <p>26ページをご覧ください。日曜日の運行へのニーズ把握のため、運行実証実験を行うことにつきましては、昨年度、協議会でご承認をいただいたところでございます。具体的に申し上げますと、本庄地域及び児玉地域において、午前8時から午後5時までの標準運行を行う事業者</p>

	<p>様におかれましては、令和7年度、令和8年度に各8日間、日曜日の運行実証実験を行うというものでございます。今年度におきましては、1の「協議事項」にありますとおり、月曜日から土曜日までに運行に加え、10月5日、12日、19日、26日、11月2日、9日、16日、23日の8日間について実施を予定するものでございます。</p> <p>運行事業者様につきましては、「2」にありますとおり、本庄地域標準運行型は本庄タクシー株式会社様、児玉地域標準運行型は朝日自動車様に実施していただくものです。</p> <p>今後のスケジュールにつきましては、「3」にありますとおり、本日の協議会でご協議いただき、ご承認をいただきましたら、5月下旬から8月下旬までに「一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更届出」を運行事業者様から関東運輸局へ届出させていただきます。9月1日の広報ほんじょうなどで周知を行い、10月5日から11月23日までの日曜日に運行実証実験を行った後、1月の協議会で結果を報告させていただきます。</p> <p>以上、議事(3)「デマンドバス日曜日の運行実証実験に係る日程」につきまして、ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	ただいまの事務局の説明について、御意見等ございましたら挙手をお願いします。
全委員	(なし)
議長	<p>無いようですので、私から1点のみ事務局へ申し上げます。</p> <p>日曜日の運行実証実験は8日間だけ実施するのですから、広報9月号だけでなく、デマンドバス・シャトルバス車内での案内であったり、そのほか周知方法を工夫して、早い時期から、この日曜日運行の周知活動をしてもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>質問等がございませんので、議事(3)「デマンドバス日曜日の運行実証実験に係る日程」について、委員の皆様にお諮りいたします。</p> <p>議事(3)について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。</p>
全委員	(異議なし)
議長	<p>議事(3)については、異議なしと認め、原案のとおり承認されました。</p> <p>続きまして、議事(4)「令和8年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画(地域間幹線系統)の認定申請」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (飯塚主査)	<p>議事(4)「令和8年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画(地域間幹線系統)の認定申請について」、ご説明いたしますので、27ページをお開きください。</p> <p>こちらは、「本庄市地域公共交通計画」のうち、地域公共交通確保維持事業における地域間幹線系統に関する記載箇所を一覧表にしたものでございます。1は位置づけ・役割、2は必要性、3は確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体、4は国・地方公共団体の支出額その他の目標・効果とその評価手法について、該当ページを記載してござい</p>

ます。なお、「本庄市地域公共交通計画」の該当ページにつきましては、32ページから40ページまでに添付してございますので、後ほど確認いただきたいと思います。

次に、地域間幹線系統の計画認定申請について、説明しますので、28ページをお願いします。

項目1は、「目的・必要性」になります。神泉総合支所線は、本庄駅と近隣市町の拠点間を連絡し、通勤・通学・通院など近隣市町から本市へのアクセス手段の1つになっています。児玉折返し場線は、本庄地域と児玉地域を定時定路線で結ぶ唯一の公共交通となっており、公共交通ネットワークを構築する上で重要な役割を担っていますが、一方で、本市や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により、その運行を維持・確保することが必要であると記載しております。

次に、項目2は「目標・効果」になります。事業の目標につきましては、令和3年度の朝日自動車様が運行します児玉折返し場線と神泉総合支所線の輸送人員数を現状値として、年間の伸び率1%を乗じた値を目標値として設定しております。なお、令和6年度の実績値については、朝日自動車様において、集計中ですので、事務局において6月末までに取りまとめの上、国に提出させていただきますので、ご了承くださいと存じます。

次に、29ページをお願いします。項目3は、2の目標を達成するために行う事業及びその実施主体になってございます。利用実態に合わせて、時刻表の定期的な見直しや、赤城乳業千本さくら工場の工場見学へのバス利用促進、朝日自動車グループ共通学生フリーパスの販売促進などの定期的な利用促進イベント・キャンペーンの実施を予定しております。実施主体については、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、項目4は、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者になります。表1で説明いたしますので、41ページをお開きください。こちらが、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者になります。運行系統名は、申請番号(3)本庄駅南口～児玉折返し場・赤城乳業千本さくら工場線、(4)宮本町車庫～児玉折返し場・赤城乳業千本さくら工場線、(5)本庄駅南口～神泉総合支所線の3系統になります。いずれも、運行予定者は、朝日自動車株式会社様でございます。確保維持事業に要する国庫補助額は、現在のところ未定ですので、昨年度の認定申請書類を提示させていただきました。42ページから44ページまでは、地域間幹線3系統を示した路線図となっております。

恐れ入りますが、29ページにお戻りください。次は、項目5になります。地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額につきましては、表2で説明しますので、45ページをお開きください。こちらは、昨年度に計画認定申請で提出した書類を便宜的に皆様に提示させていただきました。地域公共交通確保維持事業の補助制度では、6月末までに国に認定申請する仕組みになっていますが、この表は朝日自動車様に実績などにより作成してもらうわけですけれど

も、現実的に5月中旬の本協議会には、間に合わないということでしたので、本日の協議会では、昨年度の認定申請書類でご協議・ご承認をいただきまして、その後、朝日自動車様が作成した書類を調整して、事務局において国に申請させていただくこととしたいと考えております。この点につきまして、委員の皆さまのご理解をいただき、ご承認をいただきたいと存じます。また、関東運輸局からゴールデンウィーク明けに通知が送付され、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱が一部改正されたとのことであります。それによって、表2の様式など変更されておりますので、その改正に則しまして申請させていただきます。さらに、この表2中、1の申請事業者の概要及び2のキロ当たり補助対象経常費用及び経常収益にあります経常費用等につきましては、運行事業者様の情報になりますので、マスキングをさせていただいております。次に、47ページをお願いします。こちらは、運行系統別実績及び平均乗車密度算定表になります。45ページの表2の基礎資料でございますので、こちらも昨年度のものを提示させていただいております。

恐れ入りますが、29ページにお戻りください。次は、項目6になります。2の目標・効果の評価手法及び測定方法につきましては、事業終了後、輸送人員数の実績値とその増減の要因を運送事業者に提出してもらい、評価を実施いたします。

次に、項目7から項目9までは、該当はございません。

次に、項目10は、生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項になります。生産性向上の取組について説明しますので、48ページをお開きください。こちらは、本庄駅南口～児玉折返し場・赤城乳業千本さくら工場線に係る生産性向上の取組についてでございます。取組内容として、1つ目は、朝日自動車グループ共通学生フリーパスの販売促進です。2つ目は、赤城乳業工場見学者へのPR活動の実施です。実施主体については、記載のとおりでございます。定量的な効果目標については、輸送人員3,300人の増員を図り、年間56万円の収入増を図ることとしています。実施に向けたスケジュールと実施機関、次のページの具体的な検討については、記載のとおりでございます。目標収支率については、(1)の取組により1.0%の収支率の改善を図ることとします。取組前46.4%を取組によって47.4%に改善することとします。50ページ・51ページは、宮本町車庫～児玉折返し場・赤城乳業千本さくら工場線に係るもの、52ページ・53ページは、本庄駅南口～神泉総合支所線に係る生産性向上の取組についてになっております。これら3路線の生産性向上の取組につきましては、便宜的に昨年度の認定申請書類を皆様にご提示させていただきました。こちらにつきましても、取組内容・目標・実績値を含めて、現在のところ朝日自動車様において作成・調整中でございます。これらにつきましても、事務局において、6月末までに取りまとめの上、国に提出させていただきますので、委員の皆様には、ご理解の上、ご協議・ご承認いただきたいと存じます。

恐れ入りますが、30ページにお戻りください。項目11から項目

	<p>17までは、該当はございません。</p> <p>項目18は、協議会の開催状況と主な議論になります。議事(1)事業報告と重複しますので、説明を割愛させていただきます。</p> <p>次に、31ページをお願いします。項目19は、利用者等の意見の反映状況になります。利便性等に関するものとして、バス運行本数を増やしてほしい、電車との接続を考慮した時刻にしてほしい、大型ノンステップバスを導入してほしいとの意見がありました。路線維持に関するものとして、バスがあって助かっている、バスは欠かすことのできない交通手段の一つであり、今後も維持してほしいとの意見がありました。これらの意見を踏まえ、市民の生活交通として必要なバス路線について、引き続き維持・確保を図っていくことといたします。</p> <p>以上で議事(4)令和8年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画(地域間幹線系統)の認定申請についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほど宜しく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの事務局の説明について、御意見等ございましたら挙手をお願いします。</p>
原田委員	<p>49ページの目標収支率についてですが、取組後に収支率が1%増しても経常収支率は大きな赤字になっています。これであっても、国庫補助金は交付されるのでしょうか。</p>
事務局 (菊池主査)	<p>ご質問をありがとうございます。こちらの地域間幹線系統のバス路線につきましては、国の補助金交付要綱に従いまして、補助金交付を受けるものでございますが、それには収支率の交付要件はございません。</p>
原田委員	<p>赤字を埋め合わせるといった戦略、つまり収支率の向上のために、市はどのように考えているのでしょうか。</p>
事務局 (都市計画課長)	<p>令和6年度の計画認定申請までは、埼玉県が所管しておりまして、運行事業者・県交通政策課・市町が生産性向上の取組について、協議してまいりました。その中で、児玉折返し場線を赤城乳業千本さくら工場まで延伸運行させるような見直しも行いました。これは、工場通勤者もですが、工場見学者にも利用してもらいたいということで、利用者増を狙ったものでございます。夏場になりますと工場見学がメディアに取り上げられ、見学者が増加するわけですが、従前は、工場見学者のアクセス手段について、ホームページなどで本庄駅からタクシー若しくは車で30分とのことでしたので、そこも路線バス利用をアナウンスしてきた状況でございます。これは1例ですけれども、運行事業者・関係市町などが協議して、生産性向上の取組を模索している現状がございます。</p>
議長	<p>これに関連して、申し上げますと、赤城乳業千本さくら工場バス停の利用状況を把握して、その効果を評価し、次の取組に繋げたいかがででしょうか。また、共通学生フリーパスについても、児玉高校の生徒の利用状況を把握することも必要です。これらの指標を設定することで次の取組にも活かせると思いますので、今後ご検討いただければと思います。もう1点は、赤城乳業千本さくら工場線の1人平均乗車キロが約7キロメートルとなっていて、代替が難しい重要な路線であると考えますので、是非とも生産性向上の取組について、検討してもらいたいと</p>

	<p>思います。 その他、御質問ございませんか。</p>
全委員	(な し)
議 長	<p>質問等がございませんので、議事(4)「令和8年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画(地域間幹線系統)の認定申請」について、委員の皆さまにお諮りいたします。 議事(4)について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。</p>
全委員	(異議なし)
議 長	<p>議事(4)については、異議なしと認め、原案のとおり承認されました。 今回御承認いただきました計画を国に提出することにより、朝日自動車様が運行する路線バス3系統について、国の補助金の交付対象となる予定でございます。 続きまして、議事(5)「令和8年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画(地域内フィーダー系統)の認定申請」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (飯塚主査)	<p>議事(5)「令和8年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画(地域内フィーダー系統)の認定申請について」、ご説明いたしますので、54ページをお開きください。こちらは、「本庄市地域公共交通計画」のうち、地域公共交通確保維持事業における地域内フィーダー系統に関する記載箇所を一覧表にしたものでございまして、27ページで説明しました地域間幹線系統のものと同様ですので、説明を割愛いたします。 55ページをお願いします。地域内フィーダー系統の計画認定申請について説明いたします。項目1の「目的・必要性」では、今後、高齢者や運転免許返納者の増加などにより、公共交通の需要が増加することが予測されていることから、高齢者等を中心に生活に必要不可欠なフィーダー系統を確保・維持することが必要であることなどを記載しております。 次に、項目2の「目標・効果」のうち、「①公共交通の利用者数」につきましても、令和3年度のデマンドバス、シャトルバスの利用者数を現状値として、それに年間の伸び率1%を乗じた値を目標値として設定しております。「②デマンドバスの予約不成立件数」につきましても、令和3年度に混雑のため予約をお断りした1,000件を現状値として、現状値から3割減することを目標値として設定しております。こちらにつきましても、19ページの「デマンド電話予約お断り数とキャンセル数」のところで、ご説明させていただいたとおり、電話予約の1週間前から当日までの未予約件数に、当日割合である50.5%を掛けた値を実績値として、事業評価を行う際には、その値で評価いたしたいと存じます。56ページをお願いします。③「公共交通の収支率」につきましても、令和3年度のデマンドバス、シャトルバスの収支率を現状値として、利用者増による運賃収入の増加を目指しますが、人件費、燃料費、車両管理費などの運行経費の増加も想定されることから、現状より</p>

低下させないことを目標値として設定しました。

次に、項目3「目標を達成するために行う事業及びその実施主体」については、デマンドバス、シャトルバスに関するものを記載しています。これに記載のない事業につきましても、検討・協議のうえ、必要と判断したものを実施することとしております。

次に、項目4「運行系統の概要及び運送予定者」につきましては、表1で説明しますので、68ページをお開きください。こちらは、運送予定者名、運行系統名、計画運行日数と回数等を計画してございます。「計画運行回数」につきましては、シャトルバスは、計画運行日数365日に一日の往復回数13.5を掛けて算出してしております。デマンドバスは、本庄地域については標準運行型・延長運行型ともに1時間に2回程度、児玉地域については標準運行型・延長運行型ともに2時間に1回程度を見込み、従前の本庄北と南の乗継実績及び児玉市街地と児玉山間の乗継実績を考慮して、算出してしております。なお、表下、注の欄8に記載の「運行予定系統の地図及び運行ダイヤ」につきましては、69ページ・70ページにデマンドバス・シャトルバスの図面を、71ページには運行ダイヤを添付してしております。71ページの運行ダイヤの上段、デマンドバスの運行ダイヤをご覧ください。はにぼん号の本庄地域・児玉地域の標準運行型につきましては、先ほど、議事(3)でご承認にいただきました、日曜日の運行実証実験の実施について、記載をさせていただいております。10月5日から8週連続して、日曜日に実証実験を予定しております。

恐れ入りますが、56ページにお戻りください。項目5は、「費用の総額、負担者及びその負担額」になります。地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るデマンドバスとシャトルバスに要する費用総額は、その運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を本庄市が負担することとしています。次に、項目6は、「目標・効果の評価手法及び測定方法」になります。利用者数、予約不成立件数、収支率について、数値指標によるモニタリング・評価を実施いたします。

項目7から項目9までについては、該当はございません。

57ページをお願いします。項目10は、地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要になります。表5で説明しますので、72ページをお願いします。こちらは、地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要になります。交通不便地域等の人口が602人。これは、本泉地区の本年3月末現在の住民基本台帳人口になります。33,454人が人口集中地区以外の国勢調査人口になります。このページ一番下の(2)添付書類の地図につきましては、70ページに添付させていただいております。

恐れ入りますが、57ページにお戻りください。項目11から項目17までは、該当はございません。

58ページをお願いします。項目18は、「協議会の開催状況と主な議論」になります。こちらは、議事(1)事業報告と重複しますので、説明を割愛させていただきます。

	<p>次に、項目19は「利用者等の意見の反映状況」になります。各種意識調査の結果、デマンドバスの予約方法の改善を求める声が多かったため、目標達成のための施策・事業においても、これに重点を置いた計画といたしました。なお、地域内フィーダー系統の申請様式につきましては、今年度のものが国から示されておりませんので、様式の変更がありましたら、それに則しまして作成し、国に提出させていただきますので、ご了承いただきたいと存じます。</p> <p>以上で、令和8年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）の認定申請についての説明を終わります。ご審議のほど宜しくお願いいたします。</p>
議長	ただいまの事務局の説明について、御意見等ございましたら挙手をお願いします。
全委員	(なし)
議長	<p>質問等がございませんので、私から1点のみ申し上げます。</p> <p>56ページの目標・効果の評価手法及び測定方法では、「利用者数、予約不成立件数、収支率について、数値指標によるモニタリング・評価を実施する」となっていて、67ページで「毎年確認が可能な指標の継続的な点検を実施しつつ、計画期間が終了する令和9年度に最終評価を行う」としています。報告事項でありましたが、はにぼん号利用者のはにぼんシャトル認知度が低い状況ですので、令和9年度に向けて、デマンドバス・シャトルバスの認知度を向上させるために何か取り組んでも良いのではないかと思います。</p> <p>質問等がございませんので、議事(5)「令和8年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）の認定申請」について、委員の皆さまにお諮りいたします。</p> <p>議事(5)について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。</p>
全委員	(異議なし)
議長	<p>議事(5)については、異議なしと認め、原案のとおり承認されました。</p> <p>今回御承認いただきました計画を国に提出することにより、シャトルバス及びデマンドバスについて、国の補助金の交付対象となる予定でございます。</p> <p>続きまして、議事(6)「令和7年度地域内フィーダー系統補助金交付申請」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (飯塚主査)	<p>議事(6)「令和7年度地域内フィーダー系統補助金交付申請について」ご説明いたします。</p> <p>この補助金交付申請につきましては、令和6年10月から本年9月までが補助対象期間となっておりますので、交付申請に必要な年間輸送実績、経常収益、経常費用等は各運行事業者様が様々な資料から作り上げるわけですけれども、それらが確定するのが、例年11月中旬になるとのことを伺っております。また、この補助金申請の期限は、11月末であることから、申請に必要な数字が確定する11月中旬から提出期限の11月末までの間に、本協議会を開催して、補助金交付申請書を協</p>

議・承認いただくのが本来の手続かと存じますが、書面会議を含めて現実的には非常に困難ですので、昨年度と同様に、前年度の交付申請書類を説明させていただいて、ご協議・ご承認いただきたく提案するものでございます。なお、この補助金交付申請につきましては、各運行事業様から提出された資料を事務局で取りまとめまして、期限内に国へ提出させていただきたいと存じます。

それでは、74ページをお願いいたします。こちらは、昨年度、国から通知があった資料でございます。そのため、「令和6年度地域内リーダー系統補助金交付申請に係る提出資料について」と記載があり、提出期限も令和6年11月29日となっております。こちらにつきましては、例年、11月になりましたら関東運輸局から案内されるものとして、提出書類などを含めて、補助金申請期限が示されるものとなっております。中段を見ていただきますと、「申請書」と記載がありまして、全申請者共通の様式1-8（表紙）、また、星印のところでございますが、1つ目の「路線型運行」は本市でいうシャトルバスであり、2つ目の「区域型運行」は本市でいうデマンドバスになります。それぞれ、様式1-8、様式1-5を提出する必要があります。その他「添付書類」につきましては、記載のとおりでございます。

次に、75ページをご覧ください。「活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合における取扱いについて」でございます。本庄市の場合は、ここで言う活性化法法定協議会が本庄市交通政策協議会にあたりまして、本協議会が補助金交付申請者になりますので、交付申請書の様式1-8を本協議会で申請することとなります。こちらに全事業者の合計額、本庄市につきましては、シャトルバス及びデマンドバスのそれぞれの申請額の合計を記入し、申請させていただくこととなります。また、交付申請書以外の書類につきましては、「事業者毎に分けること」とされておりますので、本年の11月末までに庄和観光バス様、本庄観光様、本庄タクシー様及び朝日自動車様にそれぞれ書類を作成していただき、事務局で取りまとめの上、国へ提出させていただく流れになります。

77ページからは、昨年度の補助金申請書類の抜粋を添付させていただいております。様式1-8は、全事業者に対する補助金額の申請書になります。

78ページ・79ページについては、シャトルバスの営業収益、営業費用、計画運行回数、実績運行回数などを記入し、国庫補助金申請額を算定するものでございます。路線定期運行といたしまして、本庄駅南口から本庄早稲田駅北口の片道約3キロを往復で毎日運行していただいております。令和6年度は閏年の2月29日を含みますので、366日を掛けて計画運行回数が算出されます。「実車走行キロ」は、記載のとおりでございます。

80ページ・81ページについては、デマンドバスの営業収益、営業費用、計画運行回数、実績運行回数などを記入し、国庫補助金の申請額を算定するものでございます。

78ページと80ページのマスキングにつきましては、運行事業者

	<p>様の情報になりますので、ご了承願います。</p> <p>以上で、議事（6）令和7年度地域内フィーダー系統補助金交付申請についての説明を終わります。ご審議のほど宜しくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局の説明について、御意見等ございましたら挙手をお願いします。</p>
全委員	<p>（ な し ）</p>
議 長	<p>質問等がございませんので、議事（6）「令和7年度地域内フィーダー系統補助金交付申請」について、委員の皆さまにお諮りいたします。議事（6）について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。</p>
全委員	<p>（ 異議なし ）</p>
議 長	<p>議事（6）については、異議なしと認め、原案のとおり承認されました。</p> <p>続きまして、次第の5「その他」についてでございますが、委員の皆さまから何かございますか。</p>
全委員	<p>（ な し ）</p>
議 長	<p>委員の皆様からは、無いようですが、事務局から「その他」で何かございますか。</p>
事務局	<p>（ な し ）</p>
議 長	<p>無いようですので、その他を終わります。</p> <p>以上で、会議の全ての議事を終了させていただきます。</p> <p>委員の皆さまの御協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。それでは、事務局へお返しします。</p>
事務局 (都市計画課長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>委員の皆さまにおかれましては、本市の交通政策につきまして、引き続き御支援、御協力をお願い申し上げます。</p> <p>以上をもちまして、令和7年度第1回本庄市交通政策協議会を閉会とさせていただきます。</p> <p>本日はお忙しい中、出席を賜りまして、誠にありがとうございました。</p>